

## 第4章 良好な景観形成のためのその他の方針

### 1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

#### (1) 景観重要建造物の指定の方針

加賀市の自然・歴史・文化・風土などにより形成されてきた建築形態・意匠を色濃く残している建造物や、地域の景観と調和し、これからの景観形成を先導するような建造物等を、景観重要建造物として指定することができます。

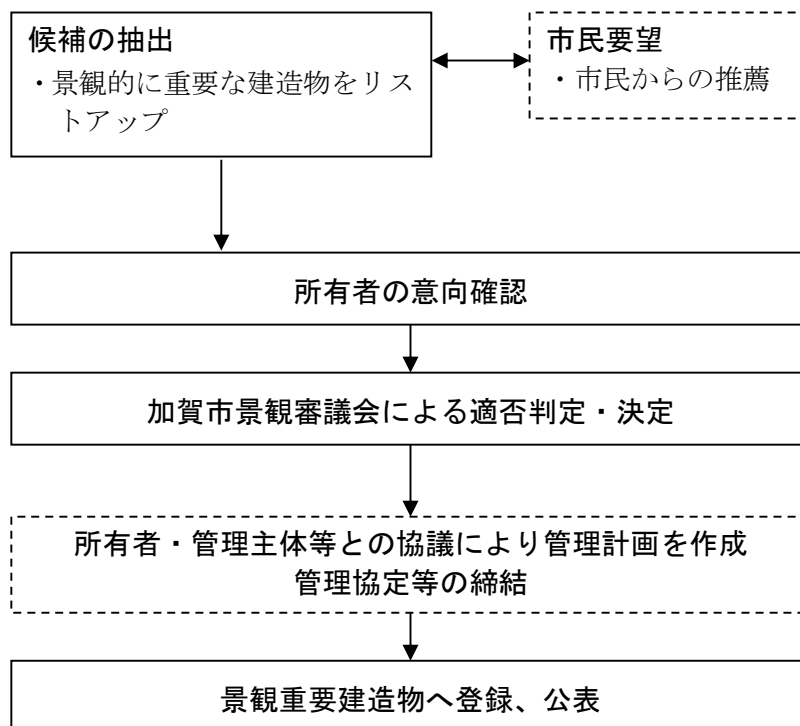
景観重要建造物は、道路やその他の公共の場から誰もが容易に見ることができる建造物で、以下のいずれかの事項に該当するものとしします。

景観重要建造物周辺においては、当該景観重要建造物との調和に配慮した景観形成に努めます。



古民家（山中温泉滝町）

- ①登録有形文化財に登録されている建造物及び伝統的建造物群保存地区内の建造物
- ②優れたデザインを有し、ランドマーク的な存在として地域住民に認知されているもの
- ③地域の景観形成に取り組む上で重要なもの
- ④地域の風土、歴史、文化を感じさせるもの又は、地域の景観を先導することができるもの



## (2) 景観重要樹木の指定の方針

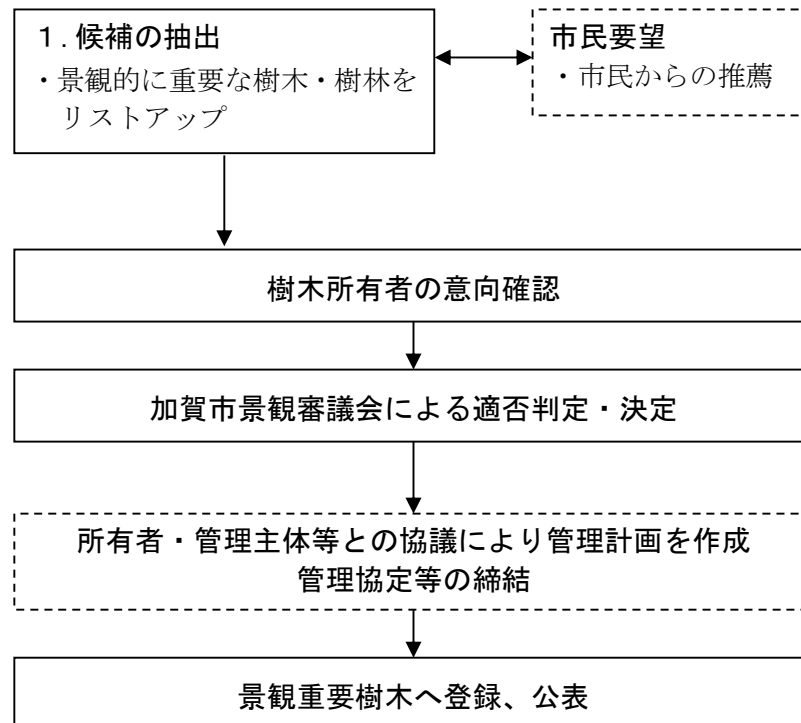
加賀市の自然・歴史・文化・風土などの特徴を色濃く残している樹木や鎮守の森などを、景観重要樹木として指定することができます。

景観重要樹木は、道路やその他の公共の場から誰もが容易に見ることができる樹木で、以下の事項に該当するものとします。



栢野の大杉（山中温泉栢野町）

- ①優れた樹容を有し、ランドマーク的な存在として地域住民に認知されているもの
- ②地域の景観形成に取り組む上で重要なもの
- ③地域の風土、歴史、文化を感じさせるもの



## 2. 屋外広告物の表示等に関する方針

屋外広告物は加賀市の景観形成に影響を与える重要な要素です。良好な景観の形成を図るためには、屋外広告物の規模・位置・色彩等について、周辺の景観と調和した適正な誘導が必要となります。

このため、いしかわ景観総合条例に基づく屋外広告物の規制誘導を遵守するとともに、県・市・市民・事業者が連携し、加賀市の景観と調和した屋外広告物の表示、掲出に努める必要があります。

## 3. 景観重要公共施設の整備に関する方針

### (1) 景観重要公共施設の指定の方針

加賀市の良好な景観形成に重要な道路・河川・海岸・港湾・公園などの公共施設については、公共施設管理者などとの協議を行い、指定について検討を行います。

また、温泉街としてのまちなみ整備や観光道路として特に、修景整備等が必要な道路については、景観重要道路としての指定を検討します。

### (2) 景観重要公共施設の整備の方針

景観重要公共施設など周辺の景観に大きな影響を与えると考えられる道路・河川・海岸・港湾・公園などの公共施設の整備にあたっては、地域の自然、歴史、文化等の特性や周辺のまちなみとの調和に配慮することが求められます。

また、白山や鞍掛山、海岸線など加賀市らしい眺望景観が楽しめる視点場においては、視点場の環境整備を検討します。

河川や道路など連続性が求められる公共施設で、整備時期や工区、管理者等が異なる場合においては、統一感が感じられるよう「つなぎ目」の処理に十分配慮します。

### (3) 景観重要公共施設の占用等の基準

良好な景観を維持・形成するために必要と考えられる場合、景観重要公共施設の占用等の基準を設定します。

道路・河川・海岸・港湾・公園などの公共施設内の占用について、景観上の特性を考慮しながら「公共施設の占用許可の基準に関する事項」を定めることができます。



片山津温泉 柴山潟 浮御堂

## 第5章 景観形成の推進体制

### 1. 参画と協働による景観づくり

美しい景観形成の推進のためには、市民一人ひとりが景観形成を担っていることを認識することが重要です。

そのため、市民・事業者・行政など多様な主体が、それぞれの役割を認識しつつ、参画・協働しながら地域の景観形成に取り組む「参画と協働の景観づくり」を推進することが必要です。

#### (1) 市民の役割

- ・郷土の景観に関心をもつ
- ・前庭の緑化など、見られる部分からの景観づくりに取り組む
- ・周辺の景観と調和する建築物等の建築に配慮する
- ・地域や各種団体、行政等による景観づくりに参画・協働する

#### (2) 事業者の役割

- ・産業活動において、周辺との調和に十分配慮した景観形成に努める
- ・清掃・美化活動など身近なところからの景観づくりに取り組む
- ・屋外広告物の掲出の際に、大きさや色などに配慮する
- ・地域や各種団体、行政等による景観づくりに参画・協働する

#### (3) 行政の役割

- ・公共事業において良好な景観の保全・創出に先導的な役割を担う
- ・景観計画に関連する施策や事業を総合的に活用・推進する
- ・景観づくりに対する市民・事業者の意識高揚を図る
- ・次代を担う子供たちに対する景観教育を推進する
- ・市民、事業者、地域、各種団体等の景観活動を推進・支援する
- ・景観に関する総合窓口の充実や庁内の連携体制を強化する

## 2. 施策の展開

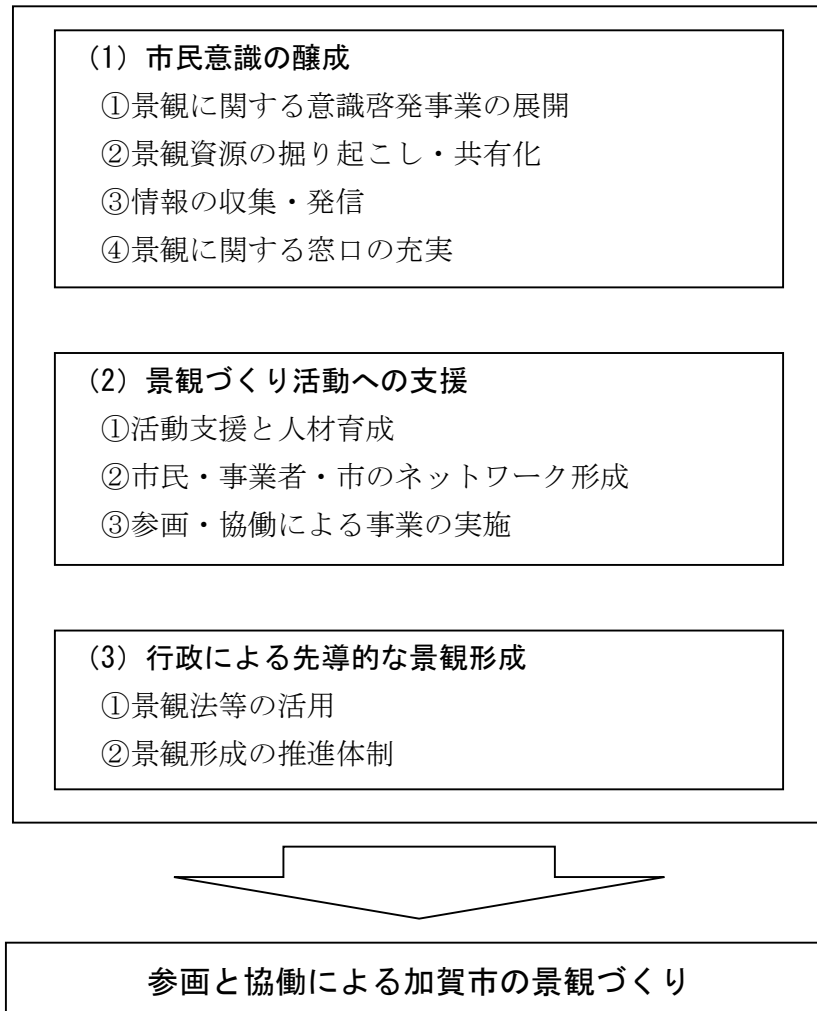
参画と協働による景観づくりを進めていくためには、市民や事業者等の景観に対する関心を高めていくことが不可欠です。

特に身近な地域ごとの特性や課題に応じた景観づくりの推進には、地域への愛着や理解がその原動力になることから、市民意識の醸成が必要です。

このため、行政は景観に関する制度や情報等を幅広く発信することや、景観活動への市民の参画機会の充実を図るなど、協働による景観づくりを支援することが重要です。

また、行政は先導的な役割を発揮するために、景観に関する窓口の充実や公共事業等における周辺景観との調和や景観的配慮等を推進していくことが求められます。

### ■ 景観施策の枠組み ■



## (1) 市民意識の醸成

### ①景観に関する意識啓発事業の展開

加賀市を代表する景観から地域に育まれている小さな景観まで多様な景観が市内にあることや、それらを守り育てることの大切さについて広く市民や事業者に啓発し、景観形成に対する理解と協力を得るための素地づくりを推進します。

#### ◆施策の例

- ・景観シンポジウムやフォーラムの開催
- ・景観まちづくりに関する出前講座の開催
- ・総合学習などと連携した景観教育の推進

### ②景観資源の掘り起こし・共有化

市内に埋もれている景観資源や阻害されている景観など市民とともに掘り起こし、その価値を再認識し、共有する取組を推進します。

#### ◆施策の例

- ・フォトコンテストの実施
- ・景観タウンウォッチングなどの実施
- ・地域での景観ワークショップの実施
- ・町並み絵画展の実施

### ③情報の収集・発信

景観計画や景観資源、まちづくり活動やイベントなどの情報を一元化し、様々な媒体を通じて情報発信を行います。

#### ◆施策の例

- ・景観データベースの構築
- ・広報、ホームページを活用した情報発信
- ・景観情報誌やパンフレットの作成、配布

### ④景観に関する窓口の充実

建築物の建築や屋外広告物、緑化、環境美化など景観に関する窓口の一元化を図り、市民や事業者が相談をしやすい体制の充実を図ります。

#### ◆施策の例

- ・景観窓口の充実
- ・窓口一元化のPR

## (2) 景観づくり活動への支援

### ①活動支援と人材育成

市民、事業者や各種団体等による自主的な景観づくり活動を支援するとともに、景観形成の担い手となる人材育成のための施策を展開します。

#### ◆施策の例

- ・まちづくり協議会等の活動団体への支援
- ・景観アドバイザーの登録・派遣
- ・市民景観リーダー育成講座の開講

### ②市民・事業者・市のネットワーク形成

市民、事業者、各種団体、行政の多様な主体の参画と協働により景観づくりを推進していくために、相互連携の強化や情報の一元化などのネットワーク強化を図ります。

#### ◆施策の例

- ・各主体間の情報交換の場や機会の創出
- ・景観整備住民団体制度の活用

### ③参画・協働による事業の実施

景観づくりの様々な事業の展開には、ワークショップ手法など、誰もが参加しやすいようなプログラムの検討が求められます。

また、市民、事業者等が地域の身近な道路・公園・河川・海岸などの公共施設の美化・清掃や緑化などの活動に参画できる機会を創出し、地域への愛着や地域コミュニティを育むとともに、市民の意見を取り入れる等の機会の充実に努めていく必要があります。

地域の景観を守るため、市民の視点で景観をチェックする景観パトロールを実施します。

#### ◆施策の例

- ・景観づくりへの市民ワークショップの実施
- ・身近な公共施設の美化、清掃、緑化などの市民参画機会の充実
- ・公共施設整備における住民意向の把握
- ・市民景観パトロールの実施



(3) 行政による先導的な景観形成

①景観法等の活用

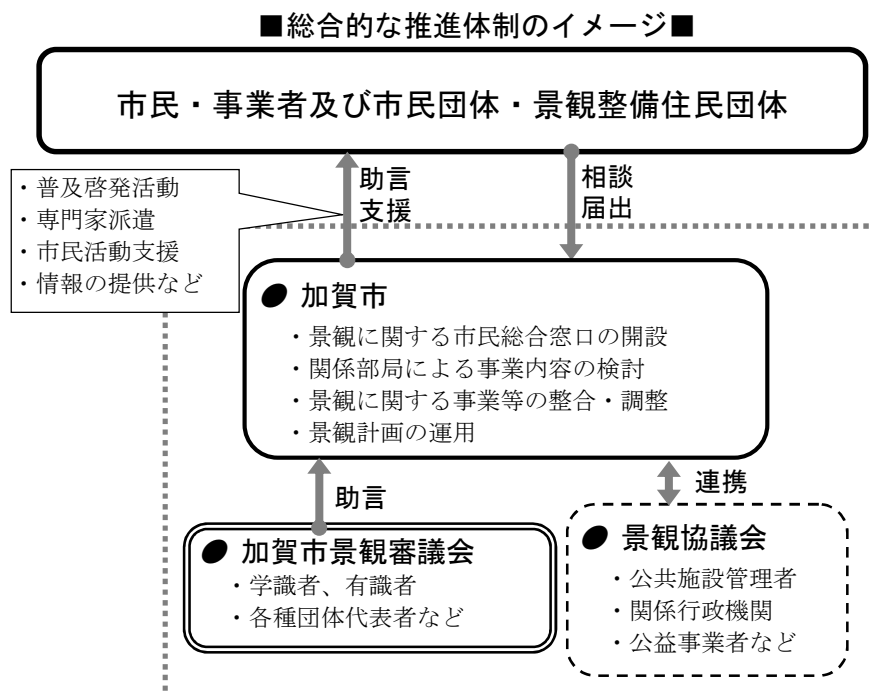
景観法など景観に関する各種制度を活用した景観の保全・育成等に努めます。

◆施策の例

- ・ 景観重要建造物・景観重要樹木の指定
- ・ 重要文化的景観選定の検討
- ・ 景観農業振興地域整備計画の検討
- ・ 県からの屋外広告物に関する権限委譲の検討（屋外広告物条例の検討）
- ・ 景観阻害要素となる屋外広告物の撤去費用の補助
- ・ 景観整備地区指定の拡充、景観整備地区指定の検討
- ・ 眺望景観に関する規制誘導策の検討
- ・ 景観協定制度の活用
- ・ 景観に関する表彰制度の充実
- ・ 地域固有の町並み形成の推進

②景観形成の推進体制

良好な景観形成を推進するため、景観づくりに関わりを持つ市民や事業者、各種団体、施設の所有者や管理者など、多様な利害関係者間の連携や協力が不可欠であり、景観計画の実効性確保のために、市民・事業者・市の協働による総合的な推進体制を構築することが求められます。



---

### ● 加賀市景観審議会

景観計画の策定や施策の検討など、市の景観行政に関する審議機関として、学識経験者や市民代表者等によって構成される「加賀市景観審議会」を設立し、景観法など景観に関する各種制度を活用した景観の保全・育成等に関する審議を実施します。

### ● 景観協議会

景観協議会では景観形成に関わりを持つ様々な立場の者が、地域の景観形成に係る共通の課題について協議・調整を行うことを目的に、景観行政団体・景観重要公共施設の管理者などで組織するものであり、必要に応じて関係行政機関や観光・商工・農林漁業・電気事業・電気通信事業・鉄道事業などの公益事業者、さらに住民などを加えて、良好な景観形成のための活動に参画し、幅広い内容について協議出来るものとしています。

本市においては、管理者等が多岐にわたるものや行政間の連携が必要なものなどで、景観形成のための総合的な推進組織が必要な場合には、この法定協議会の制度を活用し、景観形成に取り組むことができるものとします。